

北方町新型コロナウイルス感染症に係る  
住民接種実施計画

令和3年3月

## 1 はじめに

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、町民の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組み、あわせて社会経済活動との両立を図っていくことが求められている。

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」に従い、本町での接種体制を整備することを目的とする。

この手引きには、予防接種法（昭和23年法律第68号）第29条の規定により第一号法定受託事務とされている新型コロナワクチンに係る特例的な臨時接種に係る事務その他の事項を総合的に示されており、今般の新型コロナワクチンの接種については、予防接種法附則第7条の特例規定に基づき実施するもので、同法第6条第1項の予防接種とみなして同法の各規定（同法第26条及び第27条を除く）が適用されることとなる。

### 町の主な役割

#### 1 医療機関等との委託契約、接種費用の支払

町は、一般社団法人もとす医師会と連携し、住民に対する円滑な新型コロナワクチン接種を実施するために必要な医療機関等を確保する。また、接種を行った医療機関等に対して接種費用の支払いを行う。

#### 2 医療機関以外の接種会場の確保等

町は接種体制構築の検討の結果、必要に応じて医療機関以外での接種会場の確保を行う。また、必要に応じて県の協力を得ながら、医療従事者や物資を確保し、会場の運営を行う。

#### 3 住民への接種勧奨、情報提供、相談受付

町は、住民に対して、情報提供や個別通知の発送を行う。

また、接種実施医療機関等や接種順位等について、随時住民へ情報提供するとともに、今般の新型コロナワクチン接種に関する住民からの相談に応じる。

#### 4 健康被害救済の申請受付、給付

町は、予防接種法に基づく新型コロナワクチンの接種を受けた方に接種を受けたことによると考えられる健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく健康被害救済給付の申請を受け付け、必要な調査等を行うとともに、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働省が認定したときは、救済給付を行う。

#### 5 新型コロナワクチン等の割り当て

新型コロナワクチン等について、町に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てる。

## 2 対象者

（対象者の範囲）

- ・原則として北方町内において、住民基本台帳に記録されている者を対象として行うものとする。
- ・新型コロナワクチンの接種日に、戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると町長が認めるものについても、当該者の同意を得たうえで接種を実施することができる。やむを得ない事情については、別に定めるものとする。

### 3 接種順位

新型コロナワクチン接種は、当面、確保されるワクチンの量に限りがあるため、予防接種の手引きに示す接種順位と接種の時期に応じて接種を行う。

接種の順位は以下のとおり。ただし、町が接種体制を調整する対象者は、高齢者以下の順位の者とする。

- 1 医療従事者等
- 2 高齢者
- 3 基礎疾患を有する者
- 4 高齢者施設等の従事者
- 5 60～64歳の者
- 6 上記以外の者

### 4 接種対象者数の試算

接種対象者の算定は以下のとおり。令和3年1月1日現在の人口（18,498人）で試算した。

対象者		人 口
医療従事者等	新型コロナウイルス感染症患者（新型コロナウイルス感染症疑い患者を含む）に直接医療を提供する施設の医療従事者等（新型コロナウイルス感染症患者の運搬に携わる救急隊員及び患者と接する業務を行う保健所職員等を含む） 特定接種対象者（総人口の3%）	555
高齢者	令和3年度中に65歳以上に達する者	4,548
基礎疾患を有する者	1. 令和3年度中に65歳に達していない者であって、下記の病気や状態の方で、通院/入院している方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・慢性の呼吸器の病気</li> <li>・慢性の心臓病（高血圧を含む。）</li> <li>・慢性の腎臓病</li> <li>・慢性の肝臓病（ただし、脂肪肝や慢性肝炎を除く。）</li> <li>・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病</li> <li>・血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）</li> <li>・免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）</li> <li>・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている</li> <li>・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患</li> <li>・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）</li> <li>・染色体異常</li> <li>・重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが</li> </ul>	総人口の6.3% (20～64歳) 1,165  総人口の4.9% (20～59歳) 906

	重複した状態) ・睡眠時無呼吸症候群 2. 基準 (BMI30以上) を満たす肥満の方	
高齢者施設等の従事者	高齢者等が入所・居住する社会福祉施設 (介護保険施設、居宅系介護サービス、高齢者が入所・居住する障害者施設・救護施設等) において、利用者に直接接する職員 (総人口1.5%)	277
60～64歳の者	ワクチンの供給量によっては、基礎疾患を有する者と同じ時期に接種を行う	993
その他	ワクチンの供給量を踏まえて、順次接種 ※16歳未満 (2,745人) は接種対象外	8,215
合計		15,753

## 5 ワクチンの供給及び種類

(供給)

ワクチンの供給は、国から県への振り分け、県から町への振り分けとなる。その際、ワクチン接種円滑化システム (V-SYS) を利用する。

(ワクチンの種類)

ワクチンは原則2回接種。接種間隔はワクチンの種類により異なり、下記のとおりである。国からのワクチン分配のため、複数社のワクチンが入ってくることも予想される。その場合は、日時、会場を変更するなどワクチンが混在し間違いが起こらないように注意する。

	ファイザー社	アストラゼネカ社	武田/モデルナ社
接種回数	2回 (21日間隔)	2回 (28日間隔)	2回 (28日間隔)
保管温度	-75℃±15℃	2～8℃	-20℃±5℃
1バイアルの単位	5回分/バイアル	10回分/バイアル	10回分/バイアル
最小流通単位 (一度に接種会場に配送される最小の量)	195バイアル (975回接種分)	10バイアル (100回接種分) 2バイアル (20回接種分)	10バイアル (100回接種分)
バイアル開閉後の保存条件 (温度、保存可能な期間)	(室温で融解後、接種前に生理食塩液で希釈) 希釈後、室温で6時間	(一度針をさしたものの以降) 室温で6時間 2-8℃で48時間 希釈不要	(一度針をさしたものの以降) 2-25℃で6時間 (解凍後の再冷凍不可) 希釈不要
備考	超低温冷凍庫で保管 ※最大5日間での冷蔵保管可 (2-8℃)		冷凍庫で保管 (-20℃±5℃)

(ワクチンの保管について)

ワクチンは北方町保健センターへ納入し、ディープフリーザーで保管する。会場への運搬は、半日分に必要な量だけを冷蔵庫へ移し使用するまで保管する。

### (接種場所)

集団接種を想定しているが、今後町内医療機関での個別接種ができるように調整していく。

医療機関への運搬は、専用の保冷バックを用いて1つの医療機関へ届ける。保冷バックの温度管理が維持できないので、途中の開閉は不可。保冷バック4つで各医療機関へ分配する。運搬時間は3時間以内。

### (種類)

- ・ファイザー社のワクチンを想定し接種期間を設定した場合は下記のとおり。

4月初旬開始を想定	1週	2週	3週	4週	5週	6週	7週	8週	9週	10週	11週	12週
高齢者	①	①	①	①	①	①						
(2か月以内で実施)				②	②	②	②	②	②			
次順位の対象者への接種を継続							①	①	①	①	①	①
										②	②	②

- ・武田/モデルナ社のワクチン想定を現段階ではしていない（接種間隔に注意）。
- ・アストラゼネカ社のワクチンの想定では、医療機関等での個別接種が可能である。順次個別発送し、各医療機関での予約接種が妥当である。

## 6 対象者への周知方法

対象となる全ての町民等に対して、効率的かつ効果的に、また適切な時期に住民接種に係る周知を図ることが重要である。周知方法については、原則として個別通知方式をとりつつも、それを補完する手段として、下記のようなあらゆる手段を用いて、町民等に周知を図るものとする。

### (周知方法)

個別通知／町ホームページ・情報メール／広報紙／行政防災無線

## 7 住民接種の予約及び受付方法

住民接種の予約方法

方式	概要
予約受付	コールセンターを北方町アルテックアリーナ楽屋に設置。 3月8日より相談受付開始。 電話番号：058-323-7650 受付時間：9:00～17:00 それ以外の時間は北方町保健センターへ転送（土日祝日休） ※予約時間は、9:00～16:30とする予定。

## 8 接種会場

地域集団接種を実施する接種会場は北方町アルテックアリーナ（総合体育館）とする。

## 9 接種会場の運営

接種会場全体の運営管理責任者として町職員を配置。また副反応発生時の救命措置や医療機関への搬送に関する医学的な判断を行う責任者を医師の中から定める。

(会場設営に当たっての留意点)

- ・動線を分かりやすくして、進行方向に一定の流れをつくる。
- ・定期的な換気、3密を防ぐ対策をとる。
- ・2m以上の間隔をとるように配慮する。
- ・接種後の状態観察を担当する者を1名置く。アナフィラキシーショック等の副反応への対応のため、接種後30分以内は接種施設で接種を受けた者の状況を観察するか、又は被接種者が直ちに医師と連絡を取れるようにする。
- ・事務職員に関しては、会場ごとに、受付（予診票確認を含む）、誘導・案内、接種済証発行などの業務を担当する。

(受付)

- ・入口の非接触式検知器での検温の呼びかけ、マスク、手指消毒を促す。
- ・接種に来た方の接種券を確認し、記載された氏名等と本人確認書類（運転免許証、健康保険被保険者証、介護保険証、住基カード等）の内容を確認し、接種の対象であることを慎重に確認する。

(予診票の確認)

- ・スムーズに予防接種を実施するために、あらかじめ予診票への記入漏れがないかを確認する。
- ・使用済みの体温計やボールペン、記入台を随時消毒する。

(予診)

接種対象者が、接種医の名前を確認できるようにしておく。

- ・問診及び視診・聴診等の診察を行い、予防接種を受けることが適当でない者又は予防接種の判断を行うに際して注意を要する者に該当するか否かを調べる。※医師の署名
- ・副反応等に関する説明及び同意（本人サイン記入）
- ・接種歴の確認（2回目）  
予防接種済証を確認し、過去に接種したワクチンの種類を確認する。

接種不適合者及び予防接種要注意者

接種不適合者については、接種を行わず「診察したが接種できない場合」のシールを予診票に貼り、スタッフに申し送る。

(接種時の注意点等)

- ・予防接種に従事する者は、手指を消毒すること。
- ・ワクチンの添付文書を確認の上、適切に使用すること。
- ・接種液の使用に当たっては、有効期限内のものを均質にして使用すること。
- ・バイアル入りの接種液は、栓及びその周囲をアルコール消毒した後、栓を取り外さないで吸引すること。
- ・添付文書に記載された方法により接種を行うこと。接種前には接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。
- ・接種用具等の消毒は、適切に行うこと。

(事務)

- ・接種時予診票に、「接種券」シールを台紙から剥がして、予診票の所定欄に貼付け。
- ・予診票のワクチン名・ロット番号等の欄に記入を行う。（ワクチンメーカーから送付されるロット番号シールを貼付けても差し支えない。）
- ・接種券の右側にある接種済証に、ワクチンメーカーから送付されるシールのうちQRコードが

ある方のシールを貼付し、接種年月日及び接種医療機関名（北方町）の印を押す。

- ・接種後、少なくとも 15 分は会場にとどまるよう伝える。アレルギー等ある場合は 30 分程度観察を行うことが望ましい。

※接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましいが、確保が難しい場合は、被接種者の状態に変化が生じた際に医療従事者へ至急報告できる体制をとる。

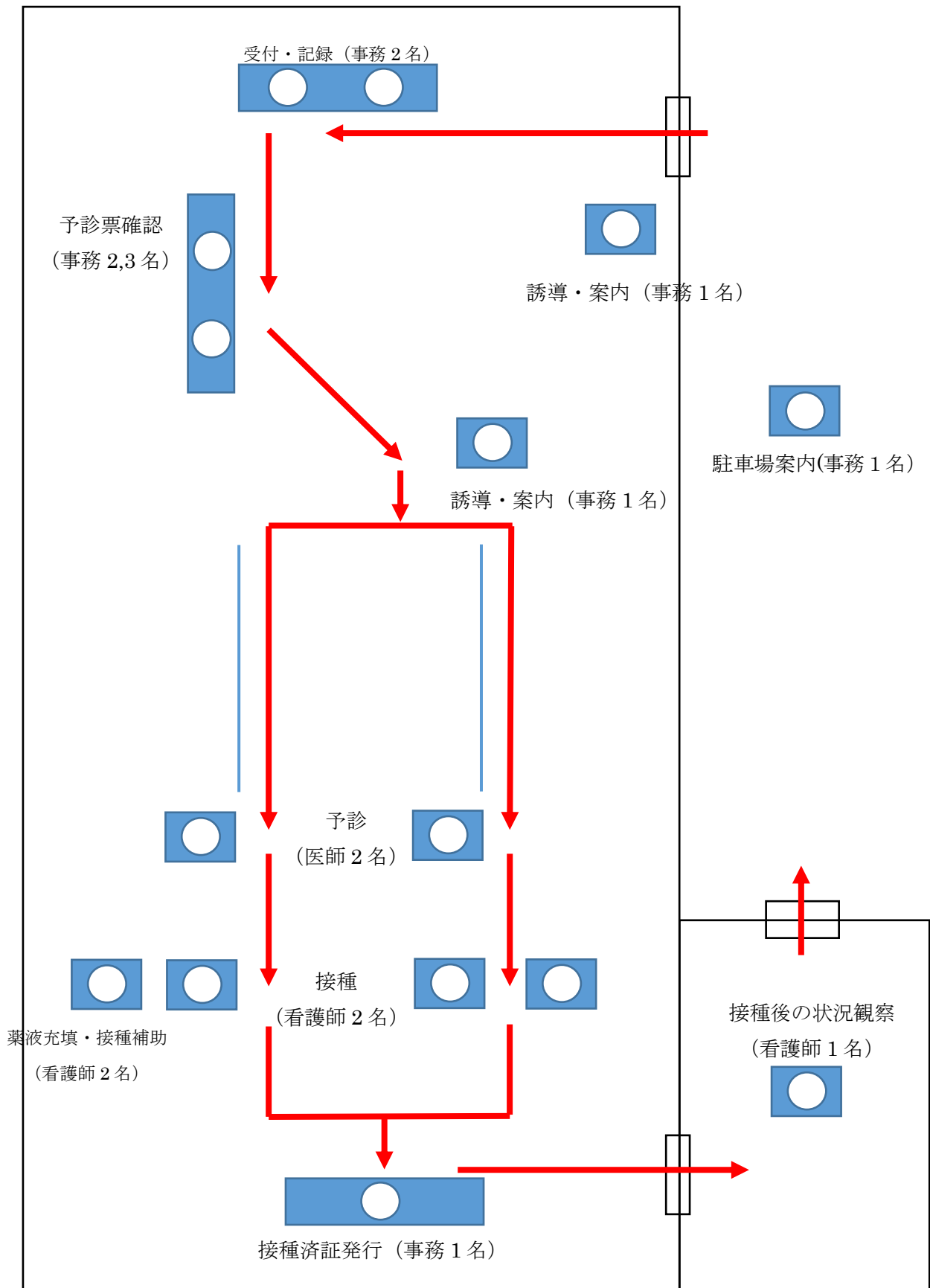
#### 1 回目の接種の場合

- ・次回の予診票を渡し、事前の記入を依頼する。また次回も接種券を忘れないように伝える。
- ・2 回目の予約がとれる状況であれば、名簿に記載する。ファイザー社のワクチンは 21 日後に接種開始。

2 回目の接種の場合：済証を失くさず大切に保管するよう伝える。

(接種後)

- ・V-SYS への実績登録
- ・実績報告をまとめ、報告する
- ・次回の予約が入った場合は、速やかに入力作業を行う。
- ・健康管理システムへの接種歴の登録





(接種会場開設に必要な物品) ※1日250人程度実施の場合

使用場所	物品	個数	備考
案内・誘導	靴袋	300人分	会場により設置
	傘袋		状況により
	手指消毒液	5本	
	手袋	2箱	アルコール×な方
受付	対象者名簿	1	
	マスク	2箱	50枚入り
	黒ボールペン	1	
	テーブル	1	
	椅子	1	
予診票記載台	手指消毒液	5本	
	体温計	50	随時消毒
	黒ボールペン	50	随時消毒
	予診票	300枚	
	テーブル	6	
	椅子	12	
予診	ディスポ手袋	2箱	S・M・L準備
	ディスポエプロン	10枚	
	舌圧子	280	
	聴診器(※)	2	
	ペンライト	2	
	赤ボールペン	2	
	テーブル	2	
	椅子	4	
	スクリーン	4	
	担当医のネーム印又はサイン	1	
	担当医の認印(※)	1	
	接種	滅菌シート	2
トレイ大		4	
注射針付1mlシリンジ		300	
ワクチン		300	接種対象者分+α
ワクチン希釈用シリンジ		50	2.5ml 針21G
アルコール綿		300	
アルコールフリー消毒綿		50	
絆創膏(接種部位用)		300	
医療廃棄物缶		3缶	
ゴミ袋大		1枚	
クーラーボックス(保冷剤)		1	
済証発行		ロット番号シール・接種済証	300

	会場名ゴム印		
	テーブル	1	
	椅子	1	
	予診票（接種不可・2回目）	300枚	
経過観察	救急セット	1	医師が持参
	血圧計・聴診器	2	北方町保健センター
	パルスオキシメーター	1	北方町保健センター
	AED	1	北方町アルテックアリーナ

（応急治療措置）

予防接種後、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられたとしても、応急治療ができるよう救急処置物品（血圧計、静脈路確保用品、輸液セット、エピネフリン・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液、喉頭鏡、気管チューブ、エアウェイ（経鼻・経口）、バイトブロック、スタイレット、マギール鉗子、開口器、カフ用シリンジ、潤滑ゼリー、固定用テープ、ドーナツ枕、人工鼻、蘇生バッグ、ジャクソンリリース回路、酸素ボンベ）が必要であることから、原則として従事する医師が、所属する医療機関から持参するよう、予め医師会等と契約を結ぶことを検討する。また救急処置物品のうちAEDについては、接種会場内に準備しておく。

## 10 必要物品（全体）

対象者名簿は実施前に健康管理システムより作成する。接種実施後は、速やかに予診票の記録を入力し、2回目接種時には1回目接種の情報が入った対象者名簿を準備する。

住民接種に必要な注射器（注射針付1mlシリンジ）については、ワクチンとともに国から分配があるが、アルコール綿、医療廃棄物ボックスなどについては、原則として町が準備することとなる。物品調達が入手困難な場合は、もとす医師会等から一定程度持参してもらおう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う必要がある。

物品	個数	備考
対象者名簿		各対象者に分類
体温計	50本	電池確認
Noリング	2個	インクの準備
黒ボールペン	50本	
青ボールペン	2本	
赤ボールペン	5本	
靴袋	27,720	
ハサミ	2本	
マスク	80箱	50枚入り
ディスポ手袋	200箱	50枚入り
ディスポエプロン	52箱	30枚入り
日付印	2個	
スタンプ台（黒）	2個	
朱肉	5個	

医師名ゴム印	医師分	担当医の物を作成する必要あり
舌圧子	27,720	
ペンライト	5本	
アルコール綿	27,720	
アルコールフリー消毒綿 (塩ベコ・クロルヘキシジン等)	20箱	60包入り
手指消毒液	580本	1会場5本として、116日分
ハンドソープ	5本	詰め替え用*消毒アレルギーの方は手洗い
絆創膏(接種部位用)	27,720	
医療廃棄物缶	120缶	1日1缶として、116日分※
滅菌シート	320枚	1会場2枚として、116日分+予備※
トレイ大	4個	滅菌済みのもの
注射針付2ml以下	27,720	国準備
ワクチン	27,720	国準備
ロット番号シール	27,720	国準備
ワクチン希釈用シリンジ・針		
ゴミ袋大	120枚	
ガムテープ	10個	
クーラーボックス	1	
クーラーボックス用保冷剤	5個	
自記温度計付冷蔵庫	1台	北方町アルテックアリーナ内設置
自記温度計付冷蔵庫記録用紙	6か月分	
ディープフリーザー	1台	
耐冷手袋	1つ	
延長コード	3本	
スクリーン	10	

## 1.1 接種を実施する医療従事者の確保

町は、速やかに接種することができるよう、一般社団法人もとす医師会と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制など、接種の具体的な実施方法について準備をすすめる。

予め、医師会や病院団体、薬剤師会、看護協会等と住民接種実施について、協定を締結する。

(1日あたりの接種者の概算)

1日100人以上を目標に実施する必要がある。

1日あたりの接種提供時間を2.5時間とし、医師1人を含む接種チームが1時間あたりに予診・接種を行う対象者を20人とすると、医師1人を含む接種チームは50人接種することができる。

高齢者の接種について、21日後に2回目を接種する必要があることから混乱を防ぐため、1回目の接種を20日までに終了させる若しくは、会場を変えて実施するなどの工夫が必要である。

想定での時間(1時間で20人)で実施できるのか、医療従事者の確保が1日3時間可能かどうかについて、医師会と協議が必要となる。

ただし、医療機関の診療時間等も配慮した調整が必要となる。

### 医療従事者数設定シミュレーション①（平日：診療時間外）

設定項目	設定条件
チーム編成	医師1名、(准)看護師1名、(准)看護師（または、薬剤師）1名
1会場当たりのチーム数	2チーム
対象者1人当たりの対応時間	予診から接種までの時間を <b>1人3分</b> と設定 (1時間で20人を目標)
1日の稼働時間	<b>2.5時間</b> （13時～15時30分）*30分は様子を見る必要あり。16時
町内会場数	1会場
1日の被接種者数	<b>100人</b>

### 医療従事者数設定シミュレーション②（日祝日）

設定項目	設定条件
チーム編成	医師1名、(准)看護師1名、(准)看護師（または、薬剤師）1名
1会場当たりのチーム数	2チーム
対象者1人当たりの対応時間	予診から接種までの時間を1人3分と設定 (1時間で20人を目標)
1日の稼働時間	6時間（9時～12時 13時半～16時半） ※終了時間17時
町内会場数	1会場
1日の被接種者数	240人

しかし、ワクチンの生産状況や流通状況等によっては、この試算に基づくスケジュールが変更される可能性もあるため、関係機関との連絡を密に、適宜柔軟に変更できる準備を行うものとする。

医師は、通常の診療だけではなく、新型コロナウイルス等の患者への対応も求められる。そのため内科医や小児科医だけではなく、他科の医師の協力を得る必要があると考えられる。また、医師の確保については、医師会のほかにも、病院勤務医・研究職についている医師、健診業務に従事している医師に協力を求めることも考慮していく必要がある。

看護師等の確保については、病院・診療所勤務の看護師に加え、離職している看護師・養成機関や研究機関に属している看護師・健診業務に従事している看護師等に協力を求めるとともに、看護協会等の関係団体にも協力を求める。

※今回の想定はワクチンを入手しながら町民の100%に集団的接種という最も急いだ場合の想定である。実際には接種を希望しない者や、接種回数の変更などにより接種対象人数が少なくなることで必要な医療従事者も減る可能性がある。

## 12 情報管理（予防接種台帳、記録の保存など）

法令に基づき、予防接種に関する記録の作成、保存（5年間）及び予防接種済証を交付する。なお、乳児又は幼児については予防接種済証の交付に代えて、母子健康手帳に記載する。

住民基本台帳に登録がない市町村で接種した場合でも、健康被害救済給付は住民基本台帳に登録がある市町村で行うため、健康被害救済を円滑に適切に実施するためには、健康被害救済の申請を受けた市町村と接種を実施した市町村との情報共有がきちんと行われなければならない。そのた

め、被接種者が他市町村に住所を有する者であっても、予防接種に関する記録の作成と保存は、本町住民と同様に適切に行う。

また健康被害救済を申請する際には、被接種者は予防接種済証を示す必要があるため、被接種者が予防接種済証を適切に保存しておくよう、予防接種済証を渡す際に十分に周知する。

しかしながら、多数の住民に対して迅速に接種しなければならない、緊急対応を要する状況であることを踏まえると、日次で予防接種台帳を整備・管理することは困難である場合も想定される。そのため、接種記録の作成に当たっては事後的に台帳を整備することも考慮していく。その際、2回目の接種については、1回目と同種のワクチンであること並びに接種間隔を確認する必要があることを前提に台帳を整備しておく。また会場での混乱を避けるためには、2回目の接種時に母子健康手帳または、1回目の済証を持参するよう徹底しておく必要がある。

### 13 その他

本計画に定めのないものは、都度、担当課、庁内、一般社団法人もとす医師会、医療機関と協議を行い、決定するものとする。

